

新潟市区バスロケーションシステム導入及び 運用保守業務基本仕様書

1 業務名称

新潟市区バスロケーションシステム導入及び運用保守業務

2 適用

本仕様書は, 新潟市区バスロケーションシステム導入及び運用保守業務(以下「本業務」という。)に適用する。

3 目的

本市で運行を行っている区バスにおいて、平成 27 年 1 月からバスロケーションシステムを導入しているが、導入から約 10 年以上経過していることや、現在導入しているバスロケーションシステムの契約が令和 8 年 2 月末で満了することをふまえ、新たなバスロケーションシステム(以下「本システム」という。)を導入することで利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

4 本システム導入路線の概要

行政区	ルート	車両台数 (=車載器台数)	系統・コース	電源規格
北区	太郎代浜ルート	ジャンボタクシー1 台	2系統10コース	12V
東区	河渡ルート、松崎ルート	中型バス1台 小型バス2台	4系統4コース	24V
江南区	アスパーク市民病院ルート	小型バス2台	2系統14コース	24V
秋葉区	新津駅小須戸循環ルート	小型バス 1 台	2系統2コース	24V
南区	北部ルート、大鷲ルート、白根・さつき野駅ルート、東部ルート、新飯田・茨曽根ルート、庄瀬ルート、まちなか循環ルート	小型バス3台	14系統17コース	24V
西区	坂井輪ルート	小型バス 2 台	2系統4コース	24V
西蒲区	中之口ルート	小型バス 1 台	2系統6コース	24V

バス停留所(7区合計):381 箇所

※本システム導入範囲外

- ・北区バスー 冬季臨時便
- ・西区バスー 中野小屋ルート

5 契約形態及び業務の範囲

本システムの長期継続契約を締結するものとし、下記費用には「8 サービス要件」を実現するための作業費用、保守点検費用や通信料等を含むものとする。

【初期費用】

- ① システム初期導入費用 1 式
- ② GTFS、Google 対応費用 1 式

【月額費用】

- ① システム利用料(各種機器賃借料、各種通信料、エネルギーサービス料等含む) 1 式
- ② GTFS、Google 対応費用 1 式

6 履行期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで(長期継続契約)

(1) 構築期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(2) 運用期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

なお、令和 8 年 3 月 1 日から運用を開始するにあたり、本システム及び必要な機器一式について支障のないよう納入・設置を完了すること。

また、構築期間にあたってはテスト環境を用意し十分にテストを行った上で、本番環境への移行を行うこと。

※長期継続契約は、予算の変更、削減及び区バスの廃止等の場合は、契約の変更又は解除を行うことになる。

7 履行場所

新潟市都市交通政策課及び各区役所内で本市担当者が指定する場所

8 サービス要件

(1) サービス提供方法

Software as a Service(SaaS)又は Application Service Provider(ASP)を利用して、サーバより提供するシステムとすること。

(2) 機能・非機能要件

別紙2「機能・非機能要件一覧」の必須項目の機能を実現できること。また、任意項目の機能についても可能な限り実現すること。

最終的に本市担当者との協議により決定するものとする。

(3) 職員研修、マニュアル等の整備

システム導入前及び導入時には、運行管理者及び職員へ必要データ等の説明や操作研修を行い、操作マニュアルを提供すること。開催方法の詳細については本市と事前に調整すること。

9 成果品

以下の成果品を電子データで提出すること。

- (1) 業務実施計画書
- (2) システム導入に係る履行届書
- (3) 毎月の運用・保守報告書(運用期間)
- (4) 本市との打合せ資料及び議事録
- (5) 本業務で発生した課題管理表
- (6) 本システム・車載器等の機能に関する説明資料
- (7) 運行管理者向けマニュアル(緊急時における車載器等の操作方法を含む)
- (8) 職員向けマニュアル
- (9) GTFS-JP、GTFS-RT データ

10 連携等における運用支援

本市の公共交通利用促進に向け、システム等の提案等積極的に協力すること。

11 その他特記事項

- (1) 次に掲げる認定を受けていること。または、認定に相当する体制構築・運用を行い、可能な限り早期に認定を受けること。
 - (ア) プライバシーマークの付与認定を受けていること。なお、会社の一部門が認定を受けていれば良い。ただし、当該部門が本業務に適切に携わる体制を構築すること。
 - (イ) ISO/IEC27001(情報セキュリティ)の認定を受けていること。
- (2) セキュリティは総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠したものであること。
- (3) 受託者は、別添の「情報セキュリティに関する要求事項」に記載される事項を遵守すること。
- (4) 本市の条例、規則及び要綱等を十分に理解すること。なお、本市で定める規則類等は、本市ホームページ(<https://www.city.niigata.lg.jp/>)の例規集及び要綱集に記載のとおり。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議するものとする。

- (6) 受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。
- (7) 本業務で作成された記録、データ等に関する著作権については、原則として本市に帰属する。
- (8) 契約終了後、本市においてこの契約に関しての業務評価を行う。